

## 「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容 (新旧対照表)

以下のとおり、2022年9月1日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

### 株式等振替決済取引約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出</b></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の①から③に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>① <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知(以下第31条において「総株主通知等」といいます。)</u></p> <p>② <u>個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</u></p> <p>③ <u>株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求(第21条第2項に規定する書面交付請求をいいます。)</u></p> <p><b>第14条 担保株式等の取扱い</b></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、</p>	<p><b>第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知(以下第31条において「総株主通知等」といいます。)</u>又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p><b>第14条 担保株式等の取扱い</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>

新	旧
<p>担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p><b>第17条 振替先口座等の照会</b></p> <p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(2) お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>(3) お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p><b>第20条 振替株式等の発行者である場合の取扱い</b></p> <p>(1) ( 現行どおり )</p> <p>(2) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約</p>	<p>(3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p><b>第17条 振替先口座等の照会</b></p> <p>(1) ( 省 略 )</p> <p>(2) お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>(3) お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p><b>第20条 振替株式等の発行者である場合の取扱い</b></p> <p>( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。</u></p>	
<p><b>第21条 個別株主通知等の取扱い</b></p>	<p><b>第21条 個別株主通知の取扱い</b></p>
<p>(1) ( 現行どおり )  (2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</p>	<p>( 省 略 )  ( 新 設 )</p>
<p><b>第31条 総株主通知等に係る処理</b></p>	<p><b>第31条 総株主等の通知等に係る処理</b></p>
<p>(1) ( 現行どおり )  (2) ( 現行どおり )  (3) ( 現行どおり )  (4) ( 現行どおり )</p>	<p>(1) ( 省 略 )  (2) ( 省 略 )  (3) ( 省 略 )  (4) ( 省 略 )</p>
<p><b>第35条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求</b></p>	<p><b>第35条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求</b></p>
<p>(1) ( 現行どおり )  (2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、<u>反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。</u>  (3) ( 現行どおり )</p>	<p>(1) ( 省 略 )  (2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。  (3) ( 省 略 )</p>

以 上